

# 平成30年度 広島県創業者表彰制度 募集要項

## 1. 目的

広島県では、広く県民の創業意識の向上と新規創業の促進を図るため、創業支援の一環として、県内の創業者を対象に表彰制度を設け、優れた創業者を表彰します。

## 2. 募集対象

次の要件をすべて満たす創業者とします。なお、過去に本表彰制度により、表彰された創業者は応募できません。

(ア) 創業事業の本拠が広島県内であること（法人の場合は広島県内に本店所在地を有し、個人事業主の場合は事業所所在地が広島県内であること）

(イ) 平成26年4月1日以降に創業した法人（会社法上の株式会社・合同会社・合名会社・合資会社、若しくは企業組合・協業組合）又は個人事業主で、1期以上決算を行っていること

※ 創業年月日は、法人の場合は、商業登記簿謄本の法人設立年月日、  
個人事業主の場合は、開業届の開業年月日でそれぞれ判断。

※ 平成26年4月1日以降の法人成りも含む。

(ウ) 中小企業・小規模事業者<sup>※1</sup>であって、みなし大企業<sup>※2</sup>に該当しないこと（※1、2は参考を参照）

(エ) 「創業フェスティバル」期間終了（平成31年3月下旬）まで継続して事業を実施していること

(オ) 県税について滞納がないこと

(カ) 事業開始日以降、訴訟や法令順守上の問題を抱えていないこと

(キ) 応募者又は法人の役員が、反社会的勢力でないこと

## 3. 募集期間

平成30年11月19日（月）～平成31年1月31日（木）17時必着

## 4. 表彰等

### (1) 表彰

知事表彰	3件程度 <sup>※</sup>	賞状、記念品
------	-------------------	--------

※ 審査結果により、上記の表彰件数に満たない場合や該当なしの場合もあります。

### (2) 特典

応募者は、広島県創業支援ポータルサイト「ひろしまスターターズ」（以下、「ひろしまスターターズ」という。<https://hiroshima-starters.com/>）で新規創業者として紹介します。

また、表彰者（受賞者）は、「ひろしまスターターズ」で表彰（受賞）結果を掲載するとともに、その他県の広報媒体での紹介を行います。

※ 推薦機関についても、応募者（又は表彰者）の支援機関として、「ひろしまスターターズ」等で紹介します。

## 5. 審査基準

「新規性・独創性」、「社会性」、「事業性」、「市場性・将来性」の4つの基準に沿って、審査員により総合的に審査を行います。

## 6. 審査スケジュール

以下のスケジュールで実施します。

審査	平成31年2月	審査員により、応募書類を基に審査し、3件程度を選定します。なお、必要に応じて、現地調査（事業実施・申込書記載内容等を確認）を実施します。
----	---------	--

		※ 審査により選定された方へのみ、個別にご連絡いたします。その他の方についてはご連絡いたしませんので、あらかじめご了承ください。
表彰式	【日時】平成31年3月17日(日) 13:30~16:30(予定) 【場所】イノベーション・ハブ・ひろしま Camps 広島市中区紙屋町1-4-3 エフケイビル1F	選定された創業者による事業PR(公開)と表彰を行います。 ※ 選定された創業者は、表彰式へ出席していただきます。

## 7. 審査員

学識経験者、中小企業診断士等の専門家、起業経験者、広島県職員等の5名程度。

## 8. 応募方法

応募書類の様式は、広島県ホームページ又は「ひろしまスターターズ」からダウンロードいただき、必要事項をご記入の上、郵送又は電子メールにて提出ください。

### 【注意事項】

- ・応募は、自薦・他薦を問いませんが、他薦の場合は、両者が応募に合意しておいてください。
- ・他薦の場合は、次の推薦機関による推薦書の提出が必要です。
- ・法人の場合は代表者名で応募ください。
- ・応募はお一人1件(一事業主につき1件)とさせていただきます。

### 《推薦機関》

次の要件をすべて満たす者とします。

(ア) オール広島創業支援ネットワーク構成機関<sup>※3</sup>又は産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画<sup>※4</sup>での県内の認定市町若しくは認定連携創業支援等事業者であり、かつ推薦した創業者の支援機関であること(※3、4は参考を参照)

(イ) 支援機関の単位としては、本店・本所、支店・支所・出張所など、実際に創業者を支援した事業所単位とする

区分	応募書類	郵送の場合	電子メールの場合
共通	応募申込書(様式第1号)	各1部 ※応募申込書は、紙ベースに加え、Word形式でUSB等に保存し同封するか、電子メールで別途提出	マイクロソフト Word
	推薦書(様式第2号)		PDF
	事業の概要がわかる資料、パンフレット、紹介記事等(新聞・雑誌等) 《提出は任意》		※パンフレット等、PDF化が困難な場合は、別途郵送可
	写真(応募者顔写真、商品・サービスや事業風景等2~3枚) ※県ポータルサイト「ひろしまスターターズ」で応募者(新規創業者)紹介のために使用 ※上記サイトでの紹介を希望されない場合は提出不要	JPEG/JPG ※USB等に保存し同封するか、電子メールで別途提出	JPEG/JPG
法人の場合	商業登記簿謄本〔写しでも可〕 《応募日以前3ヶ月以内に発行されたもの》	各1部	PDF
	設立以降の財務諸表の写し(貸借対照表・損益計算書)		
	広島県の納税証明書(広島県県税事務所が発行している「広島県税及び地方法人特別税について滞納がないこと」を証した書面)〔写しでも可〕 《応募日以前3ヶ月以内に発行されたもの》		
個人事業主の場合	開業届の写し	各1部	PDF
	開業以降の財務諸表の写し(青色申告者は青色申告決算書(貸借対照表、損益計算書)、白色申告者は収支内訳書)		
	広島県の納税証明書(広島県県税事務所が発行している「広島県税について滞納がないこと」を証した書面)〔写しでも可〕		

## 9. お問い合わせ先・提出先

〒730-8511 広島市中区基町 10-52

広島県商工労働局イノベーション推進チーム 創業環境整備グループ

TEL 082-513-3357 (平日 8:30~17:00)

E-mail syoinnov@pref.hiroshima.lg.jp (※電子メールの場合の送信先)

電子メールを受信確認後、「受領確認メール」を返信いたします(土日祝日の場合は休日明け以降)。

数日たっても受領確認メールが来ない場合は、上記お問い合わせ先までご一報ください。

### 【注意事項】

- ・郵送の場合は、封筒の表面に、「創業者表彰制度 応募申込書在中」と朱書きしてください。
- ・電子メールの場合は、件名に「創業者表彰制度 応募申込」と記載してください。

## 10. 注意事項

- (1) 当表彰への応募に要する経費は応募者の負担とします。
- (2) 必要に応じて、応募書類の内容に関する質疑を行うことがあります。
- (3) 表彰者(受賞者)については、表彰者(受賞者)名、事業内容等を公表します。公表について差し支えないよう、記述にはご注意ください。
- (4) 応募者は、新規創業者として、「ひろしまスターターズ」に写真や事業内容等が紹介されます。「ひろしまスターターズ」での紹介の希望の有無については、応募申込書の中で確認を行います。
- (5) 選定された創業者による事業PRは公開の場で行いますので、特別なノウハウや秘密事項については、あらかじめ法的保護を行うなど、応募者自身の責任で対処してください。
- (6) テレビや新聞の取材等により、顔写真やプロフィール、事業内容等が掲載されることがありますので、あらかじめご承知の上、ご応募ください。
- (7) 審査内容の詳細・結果に関する個別のお問合せには一切お答えできません。
- (8) 応募資格等に違反する事項があった場合には、失格又は表彰取消しとする場合があります。
- (9) 提出していただいた応募書類は、返却いたしません。
- (10) 取得した個人情報については、創業者表彰の運営に係る事務に利用するほか、広島県が行う創業支援に係る情報提供やアンケート調査に利用することがあります。

## 【中小企業・小規模事業者】

業種分類	定義
製造業その他 (注1)	資本金の額又は出資の総額が <u>3億円以下</u> の会社又は常時使用する従業員の数が <u>300人以下</u> の会社及び個人事業主
卸売業	資本金の額又は出資の総額が <u>1億円以下</u> の会社又は常時使用する従業員の数が <u>100人以下</u> の会社及び個人事業主
小売業	資本金の額又は出資の総額が <u>5千万円以下</u> の会社又は常時使用する従業員の数が <u>50人以下</u> の会社及び個人事業主
サービス業 (注2)	資本金の額又は出資の総額が <u>5千万円以下</u> の会社又は常時使用する従業員の数が <u>100人以下</u> の会社及び個人事業主

(注1) ゴム製品製造業(一部を除く)は資本金3億円以下又は従業員900人以下

(注2) 旅館業は資本金5千万円以下又は従業員200人以下、ソフトウェア業・情報処理サービス業は資本金3億円以下又は従業員300人以下

## 【みなし大企業】

- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
  - ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
  - ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- ※大企業とは、上記【中小企業・小規模事業者】で定義する中小企業者以外の者であって、事業を営む者をいいます。

## 【オール広島創業支援ネットワーク構成機関】

行 政	県内の市町 (23)
経済団体	県内の商工会議所 (13)、県内の商工会連合会・商工会 (34)、広島県中小企業団体中央会
金融機関	<p>■広島県に本店のある地域金融機関 (11)</p> <p>株式会社広島銀行、株式会社もみじ銀行、広島信用金庫、呉信用金庫、しまなみ信用金庫、広島みどり信用金庫、広島県信用組合、広島市信用組合、両備信用組合、備後信用組合、信用組合広島商銀</p> <p>■政府系金融機関 (2)</p> <p>商工組合中央金庫、日本政策金融公庫</p>
支援機関	広島県信用保証協会 ひろしま創業サポートセンター

## 【創業支援等事業計画】

産業競争力強化法において、市区町村が民間の創業支援等事業者(地域金融機関、NPO法人、商工会議所・商工会等)と連携し、ワンストップ相談窓口の設置、創業セミナーの開催、起業家教育事業等の創業支援及び創業機運の醸成を実施する「創業支援等事業計画」について、国が認定することとしています。県内の認定市町及び認定連携創業支援等事業者は、下記のサイトでご確認ください。

《ミラサポ》(中小企業庁) <https://www.mirasapo.jp/starting/specialist/hiroshima.html>